

別表1 (第3条、第12条関係)

補助事業者	事業内容及び補助対象経費	補助要件	補助率	備考
<p>農業者 農業者の組織する団体 (注)</p>	<p>農業者が半閉鎖型苗生産設備もしくは完全閉鎖型苗生産設備で、高温に耐性のある大苗等を生産するために必要な資材の導入に要する以下の経費を補助する(ただし、苗生産設備本体や施工費は補助対象外とする。また、プラグトレイや育苗培土などの消耗品についても補助対象外とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備 ・ミスト装置 ・かん水装置 ・LED電照装置 ・多段式育苗棚 ・遮光、遮熱資材(大苗を生産するために半閉鎖型苗生産設備の外部に設置するものに限る) ・その他大苗の育苗に必要と認められる経費 	<p>以下の1から3をすべて満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 IoPクラウド「SAWACHI」の利用登録をしている又は申請中であること(団体で取り組む場合には受益者のすべてがIoPクラウド「SAWACHI」の利用登録をしている又は申請中であること) 2 事業実施主体及びその経営している農地が目標地図に位置付けられていること、又は事業実施年度中に位置付けられることが確実であること 3 作型を分散し、出荷期間を延長するなど、生産拡大に向けた取り組みを積極的に行うとともに、7年以上花き経営を続ける意思があること。また、事業で実施する技術の普及に向けて、視察や勉強会等への受入れに協力すること 	<p>1/2以内</p> <p>1戸あたり補助限度額200万円 (1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)</p>	

(注)「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体及び農業法人